

社会福祉法人 室蘭福祉事業協会 職員職名規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人室蘭福祉事業協会（以下「法人」という。）職員の職名を定めることを目的とする。

(職名)

第2条 法人に勤務する職員の職名は、別表1のとおりとする。

2 前項に定めるもののほか、理事長は必要に応じてその他の職名を設けることができる。

附 則

1 この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成11年10月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、令和2年10月16日から施行する。

附 則

1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

別表 1 (第 2 条第 1 項関係)

職	名
事務局長、総合施設長、部長、参事、施設長 (園長、所長、館長、管理者)、次長、課長 (所長、管理者、センター長)、主幹、係長、主査、主任	
主任保育士、次席保育士	
事務員、保育士、保健師、管理栄養士、栄養士、看護師、准看護師	
生活相談員、介護支援専門員、介護職員、主任支援員、支援員、介助員、調理員、用務員、運転手	